Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 47 2008年01月04日

台湾における外国人名義特許出願(又は意匠出願)に対する初審査及び再審査の審査意見書に指定の応答期間について

経済部知的財産局より、2008年1月1日以降、外国人名義特許出願(又は意匠出願)に対する初審査及び再審査の審査意見に指定の応答期間を60日から90日に延長し、更に1回に限り請求により90日間の延長を認めることが2007年12月26日付で公表されました。

従って、その応答期間は、延長により最長として180日間になります。また、その経過措置は、次の通りです。併せてご案内申し上げます。

(1) 2007年12月31日迄に発した審査意見書に指定の応答期間(60日間)について、2008年1月1日以降満了するものは、自動的に90日間に延長することを適用されます。

(2) 2007年12月31日迄に発した延長許可通知書に認めた延長の期間(60日間)について、2008年1月1日以降満了するものは、自動的に90日間に変更されます。

(3) 2007年12月31日迄に、その指定の応答期間(60日間)又は認めた延長の期間(60日間)が満了し応答がないものは、直ちに査定が出されます。但し、2007年12月31日迄にその査定(処分)が送達されていないものは、その応答期間を90日に、延長後の応答期間の合計日数を180日に変更されます。

一方、内国人名義出願の場合は、従前通り、指定の応答期間を60日とし、1回に限り請求により60日間の延長を認められます。

以上